

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地										
大原スポーツ医療保育福祉専門学校		平成8年12月11日	赤星 哲志		〒910-0005 福井県福井市大手2-9-1 (電話) 0776-21-0001										
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地										
学校法人大原学園		昭和54年4月1日	中川 和久		〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10 (電話) 03-3291-7981										
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士									
文化・教養	文化・教養専門課程	スポーツ産業科 スポーツ公務員コース			平成23年文部科学省 告示166号	-									
学科の目的	本校は、教育基本法、学校教育法及び社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、教育・社会福祉分野、衛生分野及び文化・教養分野の専門課程を設置し、それぞれの分野に必要な専門知識、技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、社会に貢献しうる人材育成を目的とする。														
認定年月日	平成 28年 2月 19日														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技								
2年	昼間	1940	1040	80	820	0	0								
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数									
40人		1人の内数	0人	2人の内数	7人の内数	9人の内数									
学期制度	■1学期:4月1日～8月31日 ■2学期:9月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 優、良、可、不可の4種										
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:7月下旬～8月下旬 ■冬季:12月下旬～1月上旬 ■春季:3月下旬～4月上旬 ■学年末:3月31日			卒業・進級条件	1,700時間数以上履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達した者										
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任を中心に本人・保護者へヒアリング・指導を行い、問題を1つずつ解決していく			課外活動	■課外活動の種類 全日本電卓競技大会 運動系クラブ活動 ■サークル活動: 有										
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) ■就職指導内容 全体指導によるレクチャー 個別面接トレーニングなど ■卒業者数 : 0 人 ■就職希望者数 : 0 人 ■就職者数 : 0 人 ■就職率 : % ■卒業者に占める就職者の割合 : % ■その他 : % (平成 30 年度卒業者に関する 令和1年5月1日 時点の情報)			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業者に関する令和元年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 特になし			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	-	-	-	-
資格・検定名	種	受験者数	合格者数												
-	-	-	-												
中途退学の現状	■中途退学者 2名 ■中退率 2% 平成30年4月1日時点において、在学者0名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者0名(平成31年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 ■中退防止・中退者支援のための取組 中途退学の兆しとして、欠席・遅刻・早退の増加、授業への集中力の欠如及び検定試験への受験意欲の低下などに現れる。よって、以下の内容を防止策として取り組んでいる。 (1)欠席等の防止 一定の欠席累計到達者に対する面談による改善指導など (2)学習に対する意欲低下 目指す職業に就くためへのカリキュラム(検定試験含む)の必要性を説明するガイダンスなどを定期的実施している。 (3)その他 学校行事などの運営(運動会・球技大会・研修旅行)														

経済的支援制度	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 有</p> <p>①試験による特別奨学生制度：がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。</p> <p>②資格・クラブ活動による特別奨学生制度：がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。</p> <p>■専門実践教育訓練給付： 非給付対象</p>
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価： 無
当該学科のホームページURL	http://www.o-hara.ac.jp/hokuriku/senmon/

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

①卒業生の子な就業先である一般事業会社(インストラクター職・営業販売職等)と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

②商業実務分野における学修の中心となる会計知識、計数能力、マーケティング知識、パソコンスキルは勿論のこと、スポーツ業界で必要とされるスポーツトレーニング等に必要基礎知識やスポーツ用品に関する知識などの教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。

③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

④当学園の教育課程の編成は一部の学科を除き学園本部が統括している。そのため教育課程編成委員会も各分野ごとに各校共通の組織を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、副校長、教務課長、教務課長補佐が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(エ)学園全体で共通する内容は学園教育事業部へ報告し、教育事業部で協議の上、教育課程編成に反映する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
五十嵐 国行	一般社団法人 福井県医師会 事務局長	平成30年4月1日～令和2年3月31日	①
漆崎 由美	NPO法人日本健康運動指導士会 福井支部 理事	平成30年4月1日～令和2年3月31日	①
鹿児嶋 隆夫	医療法人慈豊会 事務長	平成30年4月1日～令和2年3月31日	③
木瀬 備基	新田塚コミュニティ株式会社 取締役	平成30年4月1日～令和2年3月31日	③
赤星 哲志	大原スポーツ保育医療福祉専門学校 校長	-	
小倉 豪円	大原スポーツ保育医療福祉専門学校 副校長	-	
川上 浩司	大原スポーツ保育医療福祉専門学校 教務部長	-	
中野 成一	大原スポーツ保育医療福祉専門学校 教務課長補佐	-	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回開催(7月、12月)

(開催日時(実績))

平成30年度

第1回 平成30年 7月27日 14:50～16:20

第2回 平成30年12月7日 14:10～15:30

令和1年度

第1回 令和1年 7月26日 14:50～16:20

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

最近は大企業ばかりではなく、小規模の店舗経営が多くなり、それに伴いインストラクターへ求められるスキルも変化しつつある。パソコンや経営にかかわるビジネススキルも今後重要視される。企業によって経営が違うため、早期の研修等で学生との適応が必要となることのご意見をもとに、ビジネススキルの基礎であるサービス接遇検定とそのためのカリキュラムを導入。引き続き現在の取得資格等と企業のニーズがマッチしているかの検討を進めていく。

2. 「企業と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ① 学内で行なわれる学習科目が多いことを考慮して、企業等との連携の下、実習・演習の組立を行なう。
- ② 企業等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③ 企業等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを企業等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

スポーツ実習等、授業運営に関して企業等と協定書を締結、打合せを行い、下記の4点について講義内容の質向上のために連携している。

- ① 実習授業内容構築へのサポート
- ② 当該実習授業における評価ポイントの確認
- ③ 授業方法に関する教員への指導
- ④ 学生の学修習熟状況の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
スポーツ実習概論Ⅰ	エアロビックダンスの特性と効果について理解させる。性、年齢、体力に応じて運動強度の水準の違いを理解させる。エアロビックダンス一連の運動動作を実習し、それらの特徴と注意点を理解させる。音楽の特徴とエアロビックダンス指導のための注意事項を理解させる。運動プログラムを作成し、心拍数でそれぞれの強度を確かめ、性、年齢、体力との反応の違いを習得させる。服装、用具、シューズ、床の性質や環境条件を理解させる。この運動実施上、注意すべき事項を理解させる。	新田塚コミュニティ(株)
スポーツ実習概論Ⅱ	水中運動：水中での立ち方、腕、脚を動かし、抵抗感をつかませる。歩く、走るなど速さを変えて実習し、心拍数と運動強度の関係を習得させる。水中エアロビクスを構成する各種運動・動作を実習させる。運動プログラムを作成し、運動を実施し、心拍数で確かめさせる。 水泳運動：浮身のとり方、各種腕の動かし方、各種脚の動かし方、呼吸の方法を理解させる。壁を蹴って前進するときの姿勢から、各種泳法を実習させる。指導上の留意点を理解させる。各種泳法、終了時(少なくとも3分継続)の心拍数を数え、エネルギー消費の強度を理解させる。	新田塚コミュニティ(株)

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。

「大原学園 教職員研修規程」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は下記のとおり。

- ① 教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ② 大学教授等、専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
- ③ 学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

なお、平成30年度より、実務に関する研修、指導力の修得・向上のための研修について、さらに効果的な研修にするため、研修回数の増加や日程変更などの見直しを実施している。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「健康運動実践指導者養成施設主任教員研修」

(連携企業等:公益財団法人 健康・体力づくり事業財団)

養成認定校となっている「健康運動実践指導者」資格の認定団体である。唯一スポーツ関係で国家試験に準ずる検定試験を実施している団体である。

期間:平成31年3月12日(火) 対象:スポーツ系教員1名参加

内容:健康日本21(第二次)中間報告、31年度認定試験実施概要の案内

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:「発達障がいと支援」

(連携企業等:福井県発達障害児者支援センター)

期 間:平成30年12月18日 対象:全学科の教職員

内 容:発達障がいとはどういうものか知識を深め、個々に応じた合理的配慮の必要さを理解し、今後の学生指導に役立たせていく。

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「健康運動実践指導者指導実技試験実技評価委員研修会」

(連携企業等:公益財団法人 健康・体力づくり事業財団)

養成認定校となっている「健康運動実践指導者」資格の認定団体である。唯一スポーツ関係で国家試験に準ずる検定試験を実施している団体である。

期間:令和1年9月23日(月) 対象:スポーツ系教員1名参加

内容:健康運動指導士として社会福祉・介護における役割と期待など健康増進系以外のリハビリ系の知識の講義ならびにそれに関する実習が行われる。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:「高校における教育相談」

(連携企業等:坂井高等学校)

期 間:令和1年12月17日

内 容:(詳細は、今後打ち合わせを行い、決定する予定)

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。

(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

今年度の学校関係者評価委員会において、昨年に引き続き、学生の社会適応能力の低下について多くの意見を頂いた。学生が社会人へと自立していくために現在行っている実学教育と人格形成教育の内容をさらに充実させる必要性をあらためて確認した。また、欠席超過、就職支援等、特別な配慮が必要な学生が多くなっていることについては、早期に他の教員や保護者との情報共有を行い、連携して複数で対応していく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
藤澤 賢之	社会福祉法人 ふじ乃里 ふじ保育園	平成30年4月1日～令和2年3月31日	企業等委員
山崎 良恵	社会福祉法人 生喜会 生喜庵	平成30年4月1日～令和2年3月31日	企業等委員
鹿児嶋 隆夫	医療法人 慈豊会 田中病院	平成31年4月1日～令和2年3月31日	企業等委員
木瀬 備基	新田塚コミュニティ株式会社	平成31年4月1日～令和3年3月31日	企業等委員
畑 一義	キムラ株式会社	平成30年4月1日～令和2年3月31日	企業等委員
岩本 吉生	株式会社ローズガーデン	平成30年4月1日～令和2年3月31日	企業等委員
細野 敬治	株式会社セツコ	平成30年4月1日～令和2年3月31日	企業等委員
上野 恭裕	有限会社 シュトラウス金進堂	平成30年4月1日～令和2年3月31日	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
(ホームページ)

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和元年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先 ④学校の沿革
(2) 各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3) 教職員	各学科の担当教員紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6) 学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7) 学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生の募集
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

授業科目等の概要

(文化・教養専門課程 スポーツ産業科 スポーツ公務員コース)																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業単位数	講義	演習	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択							実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任			
○			ビジネス文書実務	ビジネス文書に関する基本的な知識と入力に関する基本的な技能を身につけることを目的とする。基本ルール、社内文書、社外文書などのマナーや作成方法を学ぶ。	2 ② ③	40	○			○		○				
○			パソコン実習	PC操作の基本、ワードの基本操作を身に付けることを目的とする。校内のPCを利用し実践的なトレーニングを実施する。	2 通	80			○	○		○				
○			ビジネスマナー	基本的な心得や身だしなみ、敬語、接客、電話応対など、社内外を問わず求められる基本的なマナーを学ぶ。	1 ③ 2 通	120	○			○		○				
○			漢字	日常的に利用する漢字能力を身に付けることを目的とする。ビジネスで一般に使用される熟語は勿論のこと四字熟語、慣用句なども学ぶ。	1 通 2 通	80		○		○		○				
○			スポーツ生理学Ⅰ	運動の発現に対して骨格筋がどのような役割をはたしているのかを理解させる。筋繊維のタイプを収縮特性と代謝特性に基づいて分類し、それぞれの特性と運動の関係を理解させる。	1 通	80	○			○		○				
○			スポーツ解剖学	身体運動に関係する骨と筋肉の名称、呼吸循環系の位置と働き、消火器系と口経食物の流れ等の基礎知識を持たせる	1 通	80	○				○		○			
○			スポーツと栄養	五大栄養素の役割について理解させる。日本人の食事摂取基準について理解させる。	1 通	80	○			○			○			
○			スポーツ指導論	スポーツグループやサークル等のリーダーとして身につけておくべき知識、指導・運営にかかわる基礎知識を身につけることを目的とする。	1 通	80	○			○			○			
○			スポーツ実習概論Ⅰ	エアロビックダンス一連の運動動作を実習し、それらの特徴と注意点を理解することを目的とする。エアロビックダンスの特性と効果について理解し、性、年齢、体力に応じた運動強度の水準の違いを学ぶ。	1 通	80			○		○			○	○	
○			スポーツ運動学	ストレッチングの理論（意味とその効果）を理解させる。ストレッチング実施のときの安全性を理解させる。各部位のストレッチングの方法を実習する。ストレッチング指導上の問題点を理解させる。	1 通	80			○	○			○			
○			トレーニング論	補強運動の必要性とプログラムへの取入れ方を理解させる。目的に応じた体操の重要性とその方法、実施上の注意点を実習を通して説明し、指導法を学ばせる。	1 通	80			○		○			○		
○			スポーツ社会学	スポーツの歴史を学び、スポーツの偏移を理解をした上で、現在のスポーツの特徴を理解させる。	1 ①	40	○			○			○			
○			スポーツマッサージ実習	基本的なマッサージ技能を習得し、より負荷のかかる運動における身体的ケアの習得を目的とする。	1 通	160			○	○				○		
○			エアロビック運動論	エアロビックダンスの特性と効果について理解させる。性、年齢、体力に応じて運動強度の水準の違いを理解させる。	1 ①	40			○	○				○		

○		水中運動	水中での立ち方、腕、脚を動かし、抵抗感をつかませる。歩く、走るなど速さを変えて実習し、心拍数と運動強度の関係を習得させる。	1 ②	40				○	○	○		
○		スポーツケア実習Ⅰ	呼吸、意識、脈拍の確認方法を説明し、呼吸停止・急性心不全などに際して、心臓マッサージ・人工呼吸などの心肺機能蘇生術を習得させる。胸痛を分類し、それぞれの応急処置の方法を習得させる。	1 ①	40				○	○		○	
○		スポーツ実習概論Ⅱ	水中実習を通じて水の性質を理解することを目的とする。歩く、走るなど速さを変えて実習し、心拍数と運動強度の関係を習得する。水中エアロビクスを構成する各種運動・動作を実習し、運動プログラムを作成、運動を実施し、心拍数で確かめ指導上の留意点を理解する。	1 ①	40				○	○		○	○
○		国語	口語文法および敬語の使い方、日本文学史概論を理解する。	2 通	40			○		○		○	
○		政治	「基本的人権」や「統治機構」など日本国憲法に関する知識の習得する。	2 通	60			○		○		○	
○		経済	「国民経済計算」、「市場メカニズム」など経済学の基礎知識の習得する。	2 通	60			○		○		○	
○		数的推理	「速さ」、「仕事算」、「場合の数」などの基礎的な問題の解法習得する。	2 通	60			○		○		○	
○		判断推理	「論理」、「順序」、「対応」などの基礎的な問題の解法習得する。	2 通	60			○		○		○	
○		空間把握	図形に関する基礎的な知識。	2 通	60			○		○		○	
○		日本史	古代から現代までの日本の政治の変遷に関する基礎知識の習得する。	2 通	40			○		○		○	
○		世界史	古代から現代までの世界情勢の変遷に関する基礎知識の習得する。	2 通	40			○		○		○	
○		地理	物理（運動の表現、エネルギー）の基礎知識を習得する。	2 通	40			○		○		○	
○		思想	人生・世界、事物の根源のあり方・原理を理性によって求めようとする知識。	2 通	40			○		○		○	
○		文章理解	文章読解力を身につけるための基礎的知識の習得と実践する。	2 通	40			○		○		○	
○		文章表現	実務で必要とされる書類作成能力を習得する。	2 通	40			○		○		○	
○		生物・化学	生物（生命現象や恒常性、生体反応）の基礎知識を習得、化学（物質構造や化学反応）の基礎知識を習得する。	2 通	40			○		○		○	
○		物理・地学	物理（運動の表現、エネルギー）の基礎知識を習得し、地学（地球内部・大気・海洋・宇宙の構造）の基礎知識を習得する。	2 通	40			○		○		○	
○		数学	「方程式」、「関数」などの基礎的な問題の解法習得する。	2 通	40			○		○		○	
合計				3 2 科目	1940 単位時間(単位)								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
学則 (課程修了の認定) 第13条 進級及び卒業の認定は、別に定める履修の認定・進級・卒業に関する規定に基づき、校長が行う。	1学年の学期区分	3期
(卒業) 第28条 全学科とも修業年限以上在学し、第13条の認定を受けた者に対し、 校長は卒業証書を授与する。	1学期の授業期間	14週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。